

別 紙

平成 28 年度子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金交付要綱

(通則)

- 1 子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、平成 28 年熊本地震の被災者に対し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく特定教育・保育施設等の利用者負担額の減免を実施した場合の減免相当額について、本事業により補助を行うことにより、市町村の負担の軽減を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、平成 28 年 12 月 27 日府子本第 900 号・28 文科初第 1270 号・雇児発 1227 第 3 号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「平成 28 年熊本地震により被災した支給認定保護者に係る利用者負担額の減免事業実施要綱」に基づき市町村が実施する事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次の表の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
平成 28 年熊本地震により被災した支給認定保護者に係る利用者負担額の減免事業	内閣総理大臣が必要と認めた額	平成 28 年熊本地震により被災した支給認定保護者に係る利用者負担額の減免による利用者負担の減免に必要な経費	定 額

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに内閣総理大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(4) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書を別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別に定める日までに内閣総理大臣に提出して行うものとする。

(交付決定を行うまでの標準的期間)

8 内閣総理大臣は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

(補助金の概算払)

9 内閣総理大臣は、この補助金について必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

市町村長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて平成29年4月10日（5の（2）により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

11 内閣総理大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

12 特別の事情により、4、6、7及び10に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

平成28年度子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金調書

市町村名

国			地方公共団体								備考
歳出予算 科目	交付決定額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助 金相当額	支出済額	うち国庫補 助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

(記入要領)

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、追加補正予算額等区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」は、参考となる事項を適宜記載すること。

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

市 区 町 村 長 印

平成 2 8 年度子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円
- 2 平成 2 8 年度子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金所要額調書（別表 1）
- 3 平成 2 8 年度子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金所要額内訳書（別表 2）

（添付書類）

- （1）当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- （2）その他参考資料

平成28年度子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金所要額調書

(市町村名)

事業名	総事業費 A	寄付金その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 実支出額 D	基準額 E	国庫補助所要額 F	備考
	円	円	円	円	円	円	
平成28年熊本地震により被災した支給認定保護者に係る利用者負担額の減免事業							

(記載上の注意)

1. C欄には、A欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
2. E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
3. F欄には、C欄、D欄及びE欄と比較して、最も少ない額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

平成28年度子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金所要額内訳書

事業内容及び経費内訳

(1) 対象世帯数及び対象児童数

	対象世帯数	対象児童数
①1号認定		
②2号認定		
③3号認定		
合 計		

(2) 対象経費の実支出額※

円

① 本事業による利用者負担の減免を行わなかった場合の利用者負担総額

円

② 本事業による利用者負担減免後の利用者負担総額

円

※ 「対象経費の実支出額」は、上記①から②を控除した額であり、別表1のD欄と一致すること。

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

市 区 町 村 長 印

平成 2 8 年度子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助金精算額 金 円
- 2 平成 2 8 年度子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金精算書（別表 1）
- 3 平成 2 8 年度子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金精算書内訳書（別表 2）

（添付書類）

- （1）当該年度の歳入歳出決算書（見込書）抄本
- （2）その他参考資料

平成28年度子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金精算書

(市町村名)

事業名	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 実支出額 D	基準額 E	国庫補助所要額 F	国庫補助金 交付決定額 G	国庫補助金 受入済額 H	差引過不足額 (H-F) I	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
平成28年熊本地震により被災した支給認定保護者に係る利用者負担額の減免事業										

(記載上の注意)

1. C欄には、A欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
2. E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
3. F欄には、C欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

平成28年度子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金精算書内訳書

事業内容及び経費内訳

(1) 対象世帯数及び対象児童数

	対象世帯数	対象児童数
①1号認定		
②2号認定		
③3号認定		
合 計		

(2) 対象経費の実支出額[※]

円

①本事業による利用者負担の減免を行わなかった場合の利用者負担総額

円

②本事業による利用者負担減免後の利用者負担総額

円

※ 「対象経費の実支出額」は、上記①から②を控除した額であり、別表1のD欄と一致すること。